

不利益処分

| | |
|------|---------------------------|
| 処分名 | 水道の給水停止 |
| 根拠法令 | 奄美市給水条例第35・36条及び同施行規程第34条 |
| 所管課 | 水道課 |

1 処分の内容

水道の給水停止

2 処分の要件

- (1) 工事費，修繕に要する費用，料金又は手数料を指定期間内に納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく使用水量の計量又は検査を拒み，又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合には，警告を発しても，なお，これを改めないとき。